

平成 30 年度における専門職員派遣の試行結果（報告）

平成 31 年 4 月 23 日
内閣府大臣官房公文書管理課

「公文書管理法 5 年後見直しに関する検討報告書」（平成 28 年 3 月公文書管理委員会）における提言を踏まえ、「公文書管理法施行 5 年後見直しの対応案」（平成 29 年 2 月）において、公文書管理に関する専門職員の各府省庁への配置について、試行的に国立公文書館から内閣府に職員を派遣するなどして検証することとしている。

また、「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定。以下「閣僚会議決定」という。）において、各府省における適正な行政文書管理を促進するため、公文書管理の専門的知識を持つ職員を内閣府・国立公文書館から政府 C R O の指揮の下、派遣する仕組みについて、平成 30 年度の内閣府を派遣先とした試行的な実施の成果を踏まえ、平成 31 年度より派遣先府省の拡大を含め拡充を図るとされている。

これらを踏まえ、平成 30 年度において専門職員の試行派遣を以下のとおり実施した。

1. 平成 30 年度における試行派遣の内容

平成 30 年度において、内閣府を派遣先とし、内閣府大臣官房総務課（以下「内閣府総務課」という。）が行う内閣府本府における監査業務及び内閣府公文書監察室が行う各行政機関への実地調査業務への試行派遣を実施したほか、内閣府総務課が行う移管又は廃棄の措置（レコードスケジュール。以下「RS」という。）確認業務を視察し助言の可能性を検討した。

（1）内閣府総務課が行う内閣府本府における監査業務への派遣

内閣府総務課が行う内閣府本府の文書管理業務のうち、府内の各部局に対して行う監査について、国立公文書館の専門職員が同行した。

具体的には、監査を受ける部局が事前に提出したチェックシートをもとに行う聞き取り調査に同席し、質疑に参加した。また、行政文書ファイル管理簿、保存中ファイル、事務室・書庫等の実地調査に同行し、内閣府総務課職員の行う監査業務に立ち会った。

- 平成 31 年 2 月 15 日 消費者委員会事務局 (1 名同行)
- 2 月 27 日 地方創生推進事務局 (1 名同行)
- 3 月 1 日 政策統括官(共生社会政策担当)(1 名同行)

(2) 内閣府公文書監察室が行う実地調査業務への派遣

内閣府公文書監察室が各行政機関に対して行う実態把握調査について、国立公文書館の専門職員が実地調査に同行した。

具体的には、内閣府公文書監察室が行った平成 29 年 12 月に改正された行政文書の管理に関するガイドラインによる新ルールに関する実態把握調査のうち、正確性の確保ルールへの対応状況、1 年未満保存文書への対応状況に関する実地調査に対し国立公文書館の専門職員の派遣を行い、各項目についてのヒアリング、行政文書ファイル等の実地確認等に同行した。

平成 31 年 1 月 28 日～2 月 26 日の間に計 52 部署(計 12 名同行)

13 府省の内部部局のうち、文書管理担当部署、地方支分部局担当部署その他内閣府公文書監察室が選定した部署に対する調査に同行

(3) その他(内閣府総務課が行うRS確認業務に関する検討)

上記(1)(2)の他に、内閣府総務課が行うRS確認に関する業務(内閣府本府の各部局より内閣府総務課に提出されるRSの確認依頼について、内閣府大臣官房公文書管理課への提出前に、内閣府総務課においてチェックし必要な調整を行うもの)について、国立公文書館の専門職員が内閣府総務課職員の行う実際の業務の進め方を視察し、当該専門職員の助言等を活用する可能性を検討した。

平成 31 年 3 月 13 日実施(1 名参加)

2. 試行の結果概要

(1) 派遣の効果が認められた点

(内閣府総務課が行う内閣府本府における監査業務関係)

- ・実地調査で確認する行政文書ファイル等の選定において、移管の必要性の観点から助言を行い、内容の確認を行うことに適したファイルを選定することができた。

- ・聞き取り調査や保存中の行政文書ファイル等の実地調査等の際に、RSの誤りに気づき指摘することがあったほか、行政文書ファイルへのまとめ方や移管／廃棄の判断等について、国立公文書館で実施している各行政機関のRS設定に係る助言等の専門的な知見を活かして質問等を行い、監査の進行や議論の広がりにも貢献した。
- ・国立公文書館の専門職員が実地調査に同行することで、現場のやり取りの中で移管／廃棄に関して留意すべき点等を、個別具体的に部局担当に直接伝えることができた。

(内閣府公文書監察室が行う実地調査業務関係)

- ・ヒアリングや行政文書ファイル等の確認等の際に、これまでの移管文書に関する知識、過去のRS確認結果、照会を通じた施策や業務運営に関する情報など専門的な知見を活かして質問等を行い、調査の進行や深化にも貢献した。
- ・各行政機関の担当者からなされたヒアリング項目外の公文書管理に関する質問等に対し、移管基準の考え方、同基準を踏まえたファイリングや保存等に関する知見等の専門的知見を活かして応答を行い、例えば、行政文書ファイル等名称の付け方、RSの設定方法、廃棄協議の手続等について、専門的知見を活かして適切な助言や意見交換を行った。

(各業務共通)

- ・内閣府職員にとって、国立公文書館の専門職員と協同で作業することは、当該専門職員の知識・経験に触れ自身の知識を向上させる有益な機会となった。
- ・国立公文書館の専門職員にとって、普段接することが少ない政策立案過程の業務を実見できたことは、移管及び廃棄の適否に関する助言を実施する等において有益な知識を得る機会となった。

(その他)

上記の他、内閣府総務課が行うRS確認業務について、国立公文書館の専門職員が実際の業務の進め方を視察し、当該専門職員の助言等を活用する可能性を検討した結果、以下の点について、活用が期待できるものと考えられる。

- ・移管／廃棄の判断に関し、専門的知見を活かしつつ、現用文書の内容確認を踏まえた、RSが適切に設定されているかの確認
- ・分類や名称からではRSの妥当性の判断が困難な行政文書ファイル等の洗い出し（内閣府大臣官房公文書管理課からの依頼を受けて国立公文書館が行うRS設定に係る助言に必要な作業の効率化につなげる）
- ・予算決算等毎年通例的に作成される移管文書や、個別の事案に係る移管文書の

保存状況等の検証を行う場合の支援

(2) 今後の実施に留意が必要な点

- ・従来、国立公文書館の専門職員は政策立案の過程に触れることが少ないため、国立公文書館の専門職員が実地調査等に同行する中で政策立案過程に関する知見を深めることが有用である。また、どのような分野や参加方法であれば当該専門職員の専門性を活かしやすいか、更に検討していく必要がある。
- ・専門性を活かした助言を行う上で、判断に時間を要する場合など、ヒアリング等の場では助言を行うのに適切ではない可能性がある。各行政機関からの日常的な問合せ対応業務に国立公文書館の専門職員の知見を活用する仕組みを整備することが望ましい。
- ・国立公文書館の専門職員が専門性を発揮するためには、調査方法の検討段階から行政機関の職員と協力しつつ、事前打合せや資料の読み込み等の準備が欠かせない。実際に監査や実地調査を行うほか、準備に多くの時間を割く必要があることを踏まえた派遣の計画策定が必要である。

3. 平成 31 年度の取組方針

上記のとおり専門職員派遣には一定の効果が認められ、平成 31 年度においても引き続き実施することが望ましい。一方、国立公文書館の専門職員の人数にも限りがあり、国立公文書館における業務も行っているため、平成 30 年度に試行した業務に加えて、派遣先を急激に拡大することも困難である。

昨年 7 月の閣僚会議決定において、「政府 CRO の指揮の下、派遣する仕組みについて、平成 30 年度の内閣府を派遣先とした試行的な実施の成果を踏まえ、平成 31 年度より派遣先府省の拡大を含め拡充を図る」とされていることも踏まえ、平成 31 年度においては内閣府公文書監察室への派遣を引き続き実施することを中心として行い、内閣府総務課を含む各府省の公文書監理官室等への派遣については引き続き検討を続ける。

- ・各行政機関への実地調査等に国立公文書館の専門職員の知見を効果的に活かすとともに、行政機関の職員との協同により政策立案過程に関する当該専門職員の知見を深め経験の蓄積を図る観点から、内閣府公文書監察室の行う監査業務への派遣を引き続き実施する。
- ・内閣府公文書監察室において、各行政機関からの公文書管理制度に関する問合せ対応を日常的に行っているところ、各行政機関への対応において国立公文

- 書館の専門職員の専門的知見をより有効に活かす仕組みを整備する。
- ・各府省の公文書監理官室等に直接属する形で派遣することについては、国立公文書館の専門職員の負担も大きいことを踏まえ、引き続き内閣府総務課の協力を得つつ、試行先の拡充を含め、引き続き検討する。